

# 岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例

平成30年 2月15日 条例第2号

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 行政文書の開示

第1節 実施機関及び利用者の責務（第3条・第4条）

第2節 行政文書の開示（第5条～第12条）

第3節 救済措置（第13条・第14条）

第3章 雑則（第15条～第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、開かれた行政を目指し、行政文書の開示を求める住民の権利を明らかにするとともに、岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）が保有する情報の公開に必要な事項を定めることによって、住民参加による民主的な行政を確立し、より一層、行政に対する住民の理解と信頼を深め、公正で効率的な行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 行政文書の開示 行政文書を閲覧に供し、又は行政文書の写しを交付することをいう。

## 第2章 行政文書の開示

### 第1節 実施機関及び利用者の責務

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、行政文書の開示を求める住民の権利が適正に保障されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、行政文書の開示に当たっては、通常他人に知られたいくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の規定により行政文書の開示を受けた者は、その情報をこの条例の目的にそって適正に使用しなければならない。

### 第2節 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより実施機関に対して行政文書の開示を請求することができる。

(開示の請求方法)

第6条 行政文書の開示の請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 開示を請求しようとする行政文書を特定するために必要な行政文書の名称、内容等

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、その請求を受理した日から起算して15日以内に請求を受けた行政文書を開示するかどうかを決定しなければならない。ただし、前条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を請求者に通知しなければならない。この場合において、請求に係る行政文書の開示を拒む決定をしたときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

(開示の実施)

第8条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

3 実施機関は、行政文書の保存のため必要があるとき、第11条第1項に規定する開示を行うとき、その他合理的な理由があるときは、当該行政文書を複写したものにより開示することができる。

(開示してはならない行政文書)

第9条 実施機関は、次のいずれかに該当する行政文書は、開示してはならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができるのとされている情報

イ 公にすることを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であつて、公にすることが公益上必要と認められるもの

(2) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報

(開示しないことができる行政文書)

第10条 実施機関は、次のいずれかに該当する行政文書は、開示しないことができる。

(1) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要と認められる情報

イ 住民の生活に影響を及ぼす法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な行為に関する情報

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公にすることが公益上必要と認められる情報

(2) 組合の機関と国の機関、独立行政法人等、組合以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより国の機関等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの

(3) 組合の機関内部若しくは機関相互又は組合の機関と国の機関等との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

(4) 組合の機関又は国の機関等が行う検査、監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全の確保のため支障が生ずるおそれのあるもの

（行政文書の部分開示等）

第11条 実施機関は、行政文書が前2条各号のいずれかに該当する部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の開示を求める趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、開示してはならない又は開示し

ないことができる部分を除いて開示しなければならない。

- 2 実施機関は、前2条各号のいずれかに該当する行政文書であっても、期間の経過により開示を拒む理由がなくなったときは、当該行政文書を開示しなければならない。

(手数料等)

第12条 この条例の規定に基づく行政文書の閲覧に要する手数料は、無料とする。

- 2 開示請求を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 開示請求を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

### 第3節 救済措置

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(救済手続等)

第14条 実施機関は、第7条第1項の規定による決定又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例（平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第1号）に規定する岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（第三者から当該行政文書の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

### 第3章 雑則

(行政文書目録等の整備)

第15条 実施機関は、行政文書目録その他行政文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第16条 管理者は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(情報の提供)

第17条 実施機関は、住民生活の向上と充実を図るため、必要な情報を住民に積極的に提供するように努めなければならない。

(法令等との調整)

第18条 法令等の規定により行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本等の交付が受けられるときは、当該法令等の定めるところによる。

(指定管理者の情報公開)

第19条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者との間で締結する協定において、当該公の施設の管理に関する情報の公開のために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。